

旭川医科大学病院スキャンによる紙媒体の電子化に関する運用管理細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年4月15日病院長裁定)

旭川医科大学病院スキャンによる紙媒体の電子化に関する運用管理細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院スキャンによる紙媒体の電子化に関する運用管理細則（平成27年1月14日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (電子化の実施体制) 第6条 電子化は、<u>医事課</u>診療情報管理係（以下「診療情報管理係」という。）において行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、外来、病棟等において電子化を行うものとする。 (略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和7年4月15日から施行し、令和6年8月1日から適用する。</u> 【改正理由】 事務局組織及び事務分掌の変更に合わせて、所要の改正をするものである。	(略) (電子化の実施体制) 第6条 電子化は、<u>経営企画課</u>診療情報管理係（以下「診療情報管理係」という。）において行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、外来、病棟等において電子化を行うものとする。 (略)